

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と社団法人岡山県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するため、甲が乙に対して行う応急対策業務の要請に関し、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により、岡山県災害対策本部が設置される災害
- （2）前号に掲げる災害と同程度のものであって、応急対策業務のために乙の協力が必要であると甲が認めるもの

（応急対策業務の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害時における建築物その他の工作物等の崩壊等に伴う緊急人命救助又は道路交通確保のための障害物の除去作業
- （2）大規模災害時における甲が管理する公共施設の応急的な機能確保業務
- （3）その他前各号に掲げる業務に関連し、甲が必要と認める応急業務

（協力要請等）

第4条 甲は、応急対策業務を実施する上で、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、文書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、乙に対し、電話又は口頭により要請し、その後、乙に対し、速やかに文書を交付するものとする。

2. 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、直ちに乙の所属会員のうち応急対策業務に協力する会社（以下「協力会社」という。）に対し、応急対策業務を実施させなければならない。この場合において、甲からの文書（様式第1号）の送付を受けたときは、甲に対し、速やかに当該文書の応諾書を返送するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、協力会社が実施した応急対策業務に要した費用を負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項の規定による応援の場合における協力会社が実施した応急対策業務に要した費用負担は、同法第92条の定めるところとする。

2 費用の算出は、大規模災害発生時の岡山県土木工事標準積算基準等によるものとする。

(損害の補償)

第6条 第4条の規定により応急対策業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法、災害救助法（昭和22年法律第118号）、河川法（昭和39年法律第167号）等が適用される場合は、甲はこれらの関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

2 甲は、前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額については補償を行わない。

(1) 応急対策業務に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

(2) 当該損害について、乙又は応急対策業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県土木部技術管理課長、乙においては社団法人岡山県建設業協会専務理事とする。

(細目)

第8条 この協定に基づく応急対策業務を実施するために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

石井 心弘

乙 岡山市平和町5番10号
社団法人岡山県建設業協会
会 長

滝沢 博